

# 令和8年度 山梨県大村智人材育成基金 山梨県若者海外留学体験人材育成事業（大学生等コース） 留学生募集要項

## 1 趣旨

山梨県内の大学生等（3による補助対象者をいう。以下同じ。）の留学を促進し、国際的な視野と高度な知識・技能を持った人材の育成を図ることを目的に、留学に要する経費に対して補助金を交付する。

## 2 募集人数

4名程度 ※なお、感染症等の状況によっては中止となる場合がある。

## 3 応募資格

補助対象者（9により交付決定を受けた者をいう。以下同じ。）は、次の要件の全てを満たす者の中から選考し決定する。

(1) 申請時から留学期間において、次のいずれかに在籍している者

①山梨県内の短期大学、職業能力開発短期大学校（産業技術短期大学校）、職業能力開発校（峡南高等技術専門校）、大学、大学院、専修学校（専門課程）に在籍している者（通信制課程の県外在住者を除く。）

②山梨県内に居住し、山梨県外の短期大学、大学、大学院、高等専門学校（第4，第5学年）、専修学校（専門課程）に在籍している者

(2) 令和8年4月1日現在の年齢が30歳以下の者

(3) 在籍校の学長又は校長の推薦を受けている者

(4) 留学期間が原則として1年程度である者（学位取得を目的とする留学に限り2年も可）

(5) 令和8年7月1日から令和9年3月31日までの間に留学を開始する者

(6) 留学の目的が語学研修でない者

(7) 留学先の学校等において学習・研究を行うに足りる外国語の能力がある者

(8) 国際的な視野と高度な知識・技能の習得に意欲のある者

(9) 必修として組み込まれた在籍校のカリキュラムによる留学でない者

(10) 過去に本補助金の交付を受けていない者

(11) 外務省が発表する危険レベル（※）のうち、レベル2からレベル4までに該当しない地域への留学を計画する者（9の交付決定時の状況で判断する）

（※）外務省海外安全ホームページを参照（<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>）

レベル1：十分注意してください。

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）

レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）

(12) 面接審査に出席できる者

#### 4 補助対象経費

留学に要する次の項目に該当する経費のうち、9により交付決定を受けた時から留学を完了し帰国するまでに支払いを完了するもの。

- (1) 留学先の学校等に支払う授業料をはじめとする諸経費
- (2) 住居費
- (3) 海外留学保険料
- (4) 渡航費
- (5) その他知事が必要と認める経費

**㊟交付決定前に支払った経費は、補助対象になりません。**

#### 5 補助限度額

市町村民税の課税標準額等 (※1)	補助限度額
15万4,500円未満	100万円
15万4,500円以上 30万4,200円未満	75万円
30万4,200円以上	50万円
市町村民税の課税標準額等が 確認できる書類を提出できない場合	50万円

※1 応募者本人、及び親権者等の保護者又はその他実質的に生計を支えている者について、それぞれ次の式により算出した額を合算すること。

(市町村民税の課税標準額×6%)－市町村民税の調整控除額(※2)

※2 指定都市に在住する者については、「市町村民税の調整控除額」に3/4を乗じる。

#### 6 応募方法

応募希望者は、次の書類(片面印刷、クリップ止め)を提出すること。なお、応募書類は返却できないため、提出書類の写を保管すること。

- (1) 補助金交付申請書(補助金交付要綱 様式第1号)
- (2) 経費内訳書(補助金交付要綱 様式第1号の2)
- (3) 応募申請書(別紙様式1-A~F)
- (4) 小論文(別紙様式2)

次のテーマに沿った内容で、**1600字程度**で述べること。

※パソコン、タブレット端末使用可(使用する文字は12ポイントとし、4枚以内に収めること。)

テーマ：『**山梨県が抱える課題を挙げ、自身の留学がその課題解決にどのように資すると考えるか**』

・関連する「山梨県総合計画(※)」や「部門計画」に触れること

(※) 山梨県ホームページを参照

(<https://www.pref.yamanashi.jp/seisaku/sogokeikaku/shin-sougoukeikaku.html>)

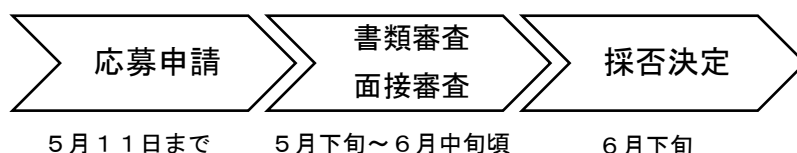
- (5) 在籍校の学長又は校長の推薦書（別紙様式3）
- (6) 成績証明書（原本）（在籍期間が1年未満の者は、最終学歴の成績証明書）
- (7) 留学先学校等の入学許可証又は受け入れを認められたことを証明する書類の写
  - ※日本語以外で記載されているものは、日本語訳（本人による訳で可）を添付すること。
  - ※応募申請時に提出できない場合、得られ次第提出すること。
- (8) 応募者本人、及び親権者等の保護者又はその他実質的に生計を支えている者の**令和7年度（令和6年分所得）**の「市町村民税の課税標準額と調整控除額」が確認できる書類（課税証明書等）
  - ※親権者が1名の場合は、戸籍謄本等、その事実が確認できる書類を添付すること。
- (9) チェックリスト
  - 書類の不足や記入漏れ、内容等の不備がないよう提出前によく確認すること。

## 7 応募受付期間

令和8年4月1日（水）～令和8年5月11日（月）（郵送の場合は当日消印有効）

## 8 選考方法・スケジュール

選考委員による書類審査及び面接審査を行い、補助対象者を選考する。



### (1) 書類審査・面接審査

面接審査予定日は、令和8年6月7日（日）とし、面接時間等詳細については、後日応募者に対して通知する。

なお、感染症等の状況によっては、オンラインで面接を行う。また、応募者多数の場合は、書類審査により面接審査受験者を選考することがある。

### (2) 採否決定

6月下旬までに選考結果を通知する。

## 9 補助金の交付決定

県は、補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認められた者について、補助金の交付決定を行う。

## 10 留学計画等の変更及び留学の中止（廃止）

補助金の交付決定後に、やむを得ない事情により、留学内容、留学時期、留学先の学校等に変更が生じることが明らかになった場合又は留学先の情勢悪化その他の不可抗力により留学を中止（廃止）する場合は、速やかに連絡すること。なお、変更に伴う申請額の増額は、原則として認められない。

変更後の計画内容によっては、計画変更が承認されない場合や、補助金の返還を求める場合がある。

## 11 補助金交付の取消及び返還

次の場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、返還を求める場合がある。

- (1) 申請書の記載内容に虚偽があったとき
- (2) 在籍校又は留学先学校等において懲戒処分を受けたとき
- (3) 留学計画に大幅な変更があり、目的を達成することが困難であるとき（留学先の情勢悪化その他の不可抗力により、留学を中止（廃止）する場合を除く。）
- (4) その他、留学生としてふさわしくない行為があったとき

## 12 年度実績報告書の提出

補助対象者は、次の書類を提出すること。詳細は別途通知する。

- (1) 提出書類
  - ①年度実績報告書（補助金交付要綱 様式第5号）
  - ②経費内訳書（補助金交付要綱 様式第5号の2）
  - ③領収書等証拠書類一覧表（補助金交付要綱 様式第5号の3）
  - ④補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書の写等）
  - ⑤他補助金等の交付を受ける場合は、その内容や金額が確認できる書類
  - ⑥留学中間報告書（別紙様式4）
- (2) 提出期限  
令和9年4月9日（金）

## 13 実績報告書の提出

補助対象者は、次の書類を提出すること。詳細は別途通知する。

- (1) 提出書類
  - ①実績報告書（補助金交付要綱 様式第6号）
  - ②経費内訳書（補助金交付要綱 様式第6号の2）
  - ③領収書等証拠書類一覧表（補助金交付要綱 様式第6号の3）
  - ④補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書の写等）
  - ⑤他補助金等の交付を受ける場合は、その内容や金額が確認できる書類
  - ⑥留学結果報告書（別紙様式5）
  - ⑦個人情報の使用に係る承諾書（別途配布予定）
  - ⑧留学先学校等の単位取得証明書、学位取得証明書、成績証明書等の写
  - ⑨県政の課題（テーマ）報告書（別紙様式6）

※留学結果報告書及び県政の課題（テーマ）報告書は、山梨県のホームページ等に掲載するため、個人が特定される写真や新聞雑誌等を使用する場合は、被撮影者や権利所有者の承諾を得ること。
- (2) 提出期限  
帰国した日から起算して1か月を経過した日

## 14 補助対象者の責務

- (1) 補助対象者は、本補助金の趣旨を踏まえ、留学の成果が最大限収められるよう努めなければならない。
- (2) 補助対象者は、帰国後、山梨県が実施する成果発表会等に参加するものとする。
- (3) 補助対象者は、帰国後、山梨県が実施するアンケート調査や国際交流事業等に可能な限り協力しなければならない。

## 15 注意事項

- (1) 査証の取得、留学先への手続き等は、応募者本人の責任において行うこと。
- (2) 在籍校は、文部科学省策定の「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努めること。
- (3) 出発までに留学を辞退する場合は、速やかに下記 17 まで連絡すること。
- (4) 補助対象者の採否に関する問い合わせには一切応じない。

## 16 応募書類等に記載された個人情報の利用について

応募申請や実績報告等に関し提出された個人情報は、「山梨県個人情報保護条例」により、本事業実施のためにのみ使用する。

本事業の広報のため、必要な範囲において、補助対象者の氏名、在籍校、留学先、留学テーマ及び留学先での様子が分かる写真等の情報を、山梨県のホームページ等に掲載したり、報道機関に提供することがある。

## 17 問い合わせ先及び書類提出先

山梨県 総合県民支援局 まなび支援課 科学・県立大学担当

住 所：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電 話：055-223-1312

F A X：055-223-1516

E-mail: manabi-shien@pref.yamanashi.lg.jp

※書類提出は、郵送又は持参（平日9時～17時）のこと